

土壌の汚染に関する環境基準（平成3年環境庁告示第46号）

物質の種類又は項目	許容限度	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき、0.01ミリグラム以下であること。	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
りん 有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検査方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき、0.01ミリグラム以下であること。	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき、0.05ミリグラム以下であること。	規格K0102の65.2に定める方法
ひ 砒素	検液1リットルにつき、0.01ミリグラム以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満であること。	基準値のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき、0.0005ミリグラム以下であること。	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき、0.02ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき、0.002ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき、0.004ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき、0.02ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジク	検液1リットルにつき、0.04ミリ	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定め

ロロエチレン	グラム以下であること。	る方法
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液1リットルにつき、1ミリグラム以下であること。	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液1リットルにつき、0.006 ミリグラム以下であること。	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき、0.03 ミリグラム以下であること。	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき、0.01 ミリグラム以下であること。	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3 ジクロロプロペン	検液1リットルにつき、0.002 ミリグラム以下であること。	規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき、0.006 ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき、0.003 ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき、0.02 ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき、0.01 ミリグラム以下であること。	規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液1リットルにつき、0.01 ミリグラム以下であること。	規格 K 0102 の 67.2 又は 67.3 定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき、0.8 ミリグラム以下であること。	規格 K 0102 の 34.1 に定める方法又は環境基準告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき、1ミリグラム以下であること。	規格 K 0102 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は環境基準告示付表 7 に掲げる方法

備考 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは「土砂等」と読み替えるものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る許容限度のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土砂等が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき、0.01 ミリグラム、0.01 ミリグラム、0.05 ミリグラム、0.01 ミリグラム、0.0005 ミリグラム、0.01 ミリグラム、0.8 ミリグラム及び1ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液1リットルにつき、0.03 ミリグラム、0.03 ミリグラム、0.15 ミリグラム、0.03 ミリグラム、0.0015 ミリグラム、0.03 ミリグラム、2.4 ミリグラム及び3ミリグラムとする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限度を下回ることをいう。

4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。